

## 利用者視点を踏まえた I C Tサービスに係る諸問題に関する研究会

### 第 1 9 回会合 議事要旨

平成 2 5 年 9 月 4 日

1 日時 平成 2 5 年 9 月 4 日 (水) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

2 場所 総務省 8 階 総務省第 1 特別会議室

3 出席者 (敬称略)

#### ○構成員

堀部構成員 (座長)、相田構成員 (座長代理)、岡村構成員、木村構成員、桑子構成員、野原構成員、藤原構成員、松本構成員

(欠席：清原構成員、國領構成員、長田構成員、別所構成員)

#### ○総務省

柴山副大臣、吉良総合通信基盤局長、安藤総合通信基盤局電気通信事業部長、菊池総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、河内データ通信課長、玉田消費者行政課長、松井電気通信利用者情報政策室長、藤波消費者行政課企画官、鎌田消費者行政課課長補佐

#### 4 議事

(1) 開会

(2) 柴山総務副大臣挨拶

(3) 議題

(ア) 「スマートフォン安心安全強化戦略」(案) 意見募集の結果と考え方について

・ 第 I 部 スマートフォン プライバシー イニシアティブ II

・ 第 II 部 CS 適正化イニシアティブ

・ 第 III 部 スマート ユース イニシアティブ

(イ) その他の事項

・ 平成 2 4 年度における電気通信サービスの苦情・相談の概要について

・ 平成 2 5 年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等について

・ 人命救助等における G P S 位置情報の取扱いについて

(4) 閉会

#### 5 議事要旨

(1) 柴山総務副大臣御挨拶

・ 平成 2 6 年度の概算要求の際、総務省が果たすべきミッション、そのためのアプローチを、「総務省ミッションとアプローチ 2 0 1 4」として作成・公表した。この分野は、大変重要な領域であると認識。I C T 成長戦略の推進、新たな市場創出のための国際展開が一層求められる。その中で、スマートフォンの急速な普及を踏まえた諸問題への対応が絶対に必要になってくると確信している。

・ スマートフォンの利用者情報の課題、電気通信サービスの適正な提供の在り方、青少

年のソーシャルメディアの利用に係る課題への対応。これらは、いずれも総務省として重点的に取り組むべきものと認識。7月には、インターネット選挙が解禁されて初めての選挙が実施され、国民にとってインターネットがますます身近な存在となっている。

- ・ 本日は、「スマートフォン安心安全強化戦略」の取りまとめということで、しっかりと御議論いただきたい。

(2) 資料1-1から資料3までに基づき、「スマートフォン安心安全強化戦略」(案)意見募集の結果と考え方について、事務局から説明が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

(堀部座長)

- ・ 提言本文の修正は、微細なものを除けば、第Ⅱ部の133ページか。

(事務局)

- ・ 修正箇所は、御意見に基づいたものと事務的に時点更新したもの等がある。例えば、第Ⅰ部第5章のうち、アメリカにおけるNTIAマルチステークホルダー会合の状況の時点更新をした点、また、同じくアメリカの部分で、FTCのCOPPAの規則改正案に関して時点更新をした点のファクトの修正。意見募集で御意見をいただいたものだが、第Ⅱ部第2章のうち、PIONETにおける苦情相談の内訳の中で、「放送コンテンツ等」というまとめた表現を「デジタルコンテンツ」及び「放送サービス等」に分けて記載をし、円グラフを修正した。また、第Ⅱ部第4章のうち、133ページの5において、適合性の原則についての表現について、金融商品取引法の考え方に限定されるものではないが、本提言の語義は必ずしも同義ではないことから、「適合性の原則の考え方」という表現に改めることとした。第Ⅱ部第3章のうち、これも事実関係の訂正だが、プッシュ型通知に関する部分について、8月のソフトバンクモバイルにおけるプッシュ型通知の開始を追記した。

(柴山副大臣)

- ・ その修正点は、今日御参加いただいていない構成員の方も含め、是非分かりすいように、まとめて示していただいた方がよい。

(野原構成員)

- ・ 「CS適正化イニシアティブ」の中で、通信エリアや通信速度の表示に関する意見がいろいろな方からあった。大きく分けて、関連する事業者の方々が勝手に比較されては困るというような、比較の仕方に対して危惧する意見も多々あったようだが、一方で、利用者が本当に実態を把握、比較できなくて困っているという意見、買うときに仮に比較できないとしても、使っている間でもどうつながっているのか等をもう少し分かりやすくしてほしいという意見も出ていたと思う。

- この点は、今後、検討の場を設けていろいろな方の意見を聞きながら決めていくとされており、そのように進めてもらえると思っているが、利用者からみてサービスを選びやすいように、あるいは、使っているときにも、今どういう状況になっているのかをできる限り明瞭化して、把握しやすいように、条件を作ってもらうことが非常に重要なことと思う。この点は重要であるので、速やかに環境を作っていただく必要がある。スマートフォンが一層普及している最中だからこそ、特に必要。是非速やかに適切な検討をいただきたいとコメントしたい。

(事務局)

- 御指摘感謝。まさに、この点は、関係事業者だけではなく、利用者や関係団体からも関心を持っていただいている。速やかに検討の場を設ける等により対応してまいりたい。

(松本構成員)

- 8月1日から、国民生活センター理事長に任命された。2点ほど申し上げたい。
- 1つは、P I O-N E Tについて、事業者の方から様々なご意見をいただいているが、そもそもP I O-N E Tとはどういうものかについて、国民生活センターとの間で、意見交換を行い、現状について認識していただくことが、まず必要かと思う。簡単に言うと、個々の事業者の苦情処理を代行しているわけではないということ。半年ぐらい前、テレコム業界以外のある業界で、自社は消費者からの苦情は受けつけないので、苦情があれば消費生活センターへ問い合わせるようにと応答し、非常に批判を受けた。苦情対応部門を無償で消費生活センターにアウトソーシングしているのではなく、第一義的には、事業者の方で消費者の苦情を最大限集める努力をしていただきたい。
- その上で、国民生活センターとしてP I O-N E Tデータをどの範囲で提供することができるかは、情報公開のルールの関係上、事業者名を特定して情報公開請求が行われた場合は、何月に何件苦情相談があったという数字だけを出すことになっている。これは、自社に限らず、競業他社についてでも同様。
- それでは、もう少し詳細なデータの情報公開については、事業者名等を含む場合は、現状では、業界団体に対してであれば、個別事業者名を特定した内容の相談概要を提供することになっている。したがって、事業者団体として自主規制的に使う場合、国民生活センターに要望していただければ、一定のデータの提供は可能。
- もう1つ、大きなルートとして、総務省が各ブロック単位で電気通信消費者支援連絡会を開催している。そこでは、各地の消費生活センターの方が出ており、消費生活センターから、直接、生データに基づいて事業者名や勧誘対応も記載した書面を出し、議論をすることが既に行われている。私の手元に、最近行われた近畿地区での連絡会のデータがあるが、相当詳細なものが出ており、このような形で、事業者名、勧誘の代理店名等も記載した情報を交換して、対策を考えるということもできる。
- さらに、国民生活センターとしては、個々の消費者が、電気通信事業法第172条により、総務省に対して電気通信事業者等に関する問題について申し出ることができる制

度があるので、それを活用して個々の消費者が具体的なケースについて総務省に申出を行い、総務省がそれを受けて、事業者に対して指導や問合せを行うといった形でも、個別の案件については情報が流れるということが可能ではないかと考えている。以上が第1点。

- 第2点は、最近の苦情の特徴として、代理店、取次店、それもかなり末端の、1次や2次ではなくて、4次、5次、6次といった代理店、取次店、フランチャイジーといった業者と契約をしてトラブルになっているというケースが大変多いと聞く。恐らく、業界団体の方がP I O-N E Tの詳細データを欲しいのは、その末端の、具体的にどの代理店の、どの人が勧誘したのか等がわからないから、対処しようがないので、P I O-N E Tのデータが欲しいということと思うが、そこには問題があるのではないかと。
- つまり、具体的にこの顧客に対して、末端のどの代理店が勧誘したのかが、大もとのサービスを提供している電気通信事業者にはわからないまま、契約の結果だけがわかっているという仕組みが問題ではないかと思う。勿論、多段階で流通している商品はたくさんある。普通のものであれば、それは所有権が移転し、小売の価格の設定も自由であるから、何段階でも流通はある。しかし、電気通信サービスは、最終的にはサービスを提供する電気通信事業者と顧客が契約をするわけで、その間に入るのは、契約を代理で締結するか、あるいは契約締結を媒介するかにすぎない。直接、事業者と消費者が契約をするというタイプの契約であるにもかかわらず、間に誰が入っているかがわからないという状況はやはり少し異常であろう。
- サービス契約では、金融関係では大変多くの代理店や媒介業者が動いているが、電気通信の世界ほど多段階化はしていなくて、大もとの、例えば保険契約であれば保険会社が、どの代理店がこのお客を勧誘してきたか、契約をしたかを、きちんとつかんでいるはず。そのレベルで代理店をおさえているはずなので、電気通信業界も他の業界等の例を参考にして、きちんと末端までつかめる、言ってみれば、サービスのトレーサビリティをきちんと確保するという方向で努力をしていただきたい。

(堀部座長)

- P I O-N E Tは、現在、国民生活センター以外でも使えるようになり、P I O-N E Tをどのようにするかという点も、国民生活センターの情報提供関係の委員を随分やっており、最近は特別顧問も務めているが、このように、情報がかなり使えるようになったということは、ひとつ重要な意味を持っているし、その内容をめぐって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、この法律の制定にも関わったが、今度、実際に国民生活センターで請求を受けてどうするかという点もよく議論をしたこともある。いずれにしても国民生活センターといろいろ連絡をとりながら進めていく必要があるし、そういう点で、松本構成員が国民生活センターの理事長となられたので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(藤原構成員)

- ・ 今回、この第Ⅰ部のレポートの中では、基本的には第三者検証を行うことについて、多くの議論がなされたが、47ページに基準として示されたリストの中で、やはりかねがね第三者提供に関する考え方が十分に議論されていないのではないかと思う。第三者提供をしているということ、あるいはしてよろしいという承諾を得ることが条件となっているが、そもそも第三者が誰であるかということを示さず、情報を提供してよいかという許諾を請求するということは可能なのか。それから、裁判、裁判外の紛争処理など、何らかのリソースが必要になったときに、第三者を経由して、その先どのように情報が提供されたか、あるいは事故によって提供されてしまったということも含め、必要になったということを想定すると、第三者提供に関して検証の基準には入っているが、そもそも、その中身の検討が不十分なまま走り出すということが大変疑問。
- ・ そのときどきに、第三者が誰であるのかを提示して、その時点で、許諾したものに関しては、適切に許可がとれているとする必要があると思うが、少なくとも、今、日本で流通している端末、あるいはOS、ソフトウェアも含めて、アプリケーションのどれを見ても、それが実装されているものはない。例えば個人情報保護法との整合性も含めて、それから将来に向けてプライバシーをどう扱っていくかを考える上で、比較的、第三者提供をうたっているから、そして許可されたから使っているというだけで、個人情報が出ていってしまうのが、大変心配である。当然、引き続き検討されることだとは思いますが、これに関する枠組みをぜひ早急に考えていただきたいし、議論していただきたい。

(事務局)

- ・ 貴重な御意見感謝。前回の会合でもご意見をいただいたことを受け、表現ぶりとしては、52ページであるが、堀部座長とも相談させていただき、最後の6行を追加している。例えば第三者提供に関し、提供先についても個別に記載すべきであり、個人情報、パーソナルデータ保護に係る全体的なルールの見直し、作成に関する議論において、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」におけるアプリケーションプライバシーポリシーの記載事項にも影響を与えるような、消費者保護強化の議論が強まった場合には、諸外国の状況も踏まえ、第三者検証の基準等の見直しも視野に入れた柔軟な対応を図るべきということを書かせていただいた。
- ・ また、49ページ以降で、今後の具体的措置ということを10項目程度記載している中で、51ページ(8) 共通的事項の実施体制の確保ということで、今後、この「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」に記載されたことを、実行に移していくに当たって、検討すべき項目の場の設置の必要性も記載されているので、こういった場を含めて、もろもろの検討を進めてまいりたい。

(桑子構成員)

- ・ 今、藤原構成員から御指摘があったが、私も同感。今回のパブリックコメントでは、かなり多数の御意見をいただいたが、おおむね基本的にはまとめていただいた内容で了解という意見が多数であるが、その中で、特に第Ⅰ部の「スマートフォン プライバシ

ー 「イニシアティブⅡ」のアプリの第三者検証、この部分が現実に起きている状況からして一番重要で、かつ早急に対応すべきところと考えられる。先ほどの藤原構成員の指摘にもあったが、この第三者検証については、速やかに体制等を含めて検討いただき、立ち上げていただくことを希望する。

(岡村構成員)

- ・ 大変すばらしい報告書になったと思う。第Ⅲ部に関して、いわゆるスマホと違法・有害情報フィルタリングの関係では、従前から論点としては大きく分けて2点、1つは自前WiFiでの通信の際にフィルタリングをどうするかという問題と、もう1つはアプリ経由の通信の場合には、いわゆるブラウザフィルタリングでは役に立たないということ。従前のいわゆるガラケーといわれるものでは、事業者側のサーバーでのフィルタリングに頼っていたのが、スマートフォンでは役に立たず、最近、各社において改善ソフトを出してきている。基本的には端末側にインストールするという形で共通しているもので、いわゆるブラウザとアプリを別にするもの、あるいは、一体的なソフトで対応するもの、いろいろ形態があると聞いている。しかし、どこでどうすればインストールできるのか、どういう設定が望ましいのかという点が、どうもまだ若干、ユーザー側にとってはわかりにくいのではないかと思う。最近出たばかりのことなので、これからそうした広報活動が各社で始まるものだとは思いますが、より一層わかりやすく、ユーザーがインストールできる仕組みとか、あるいは広報活動をしていただかないと、まさに宝の持ちぐされという状況になってしまうので、その点を各社により強く、総務省として、要請をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 重要な点、ご指摘感謝。青少年向けのフィルタリングに関しては、今、お話しいただいたように、昨年秋以降の機種から、端末において対応いただいてきており、実際に新規購入の場合には、店頭でも設定の方法等について御説明いただいていると承知。

(岡村構成員)

- ・ むしろ、既存ユーザーが新たに追加でインストールする場合等々があるので、そこも含めて、方法をお願いしたいということ。

(事務局)

- ・ 「スマートユースイニシアティブ」でも、既存のユーザーに対しても、例えば電子メール等の方法で、フィルタリングが利用できることの情報提供をすべきという指摘もある。今日御指摘をいただいた点について、関係事業者にもお伝えさせていただき、必要な対応を御検討いただければと思う。

(木村構成員)

- ・ 報告書をまとめていただき、感謝。主婦連合会にも、困ったという相談が大変多いので、とにかく自分が契約して利用しているサービスがどうなっているのかというのが、利用者側からとって、わかりやすくなるようにしていただきたい。

- ・ 昨今問題になっている、青少年に限らないが、ネットのリテラシーという点に関して、さまざまなおかしな写真や、記事がネット上に載って、炎上している。今までどちらかというリテラシーというのは、特に自分がどう守られるかということに重点を置いてきた部分が多いと思うが、考え方も含めて、自分が発信した情報がどうなっていくのかということを中心に踏まえる必要がある。この報告書では大学や高校などの取組が入っているが、御意見にあったように、この問題はきちんと義務教育のうちから教育していくことが大切ではないかと考える。
- ・ 自分が発信している情報が世界につながっているという認識が、若い方々は、ネイティブでその機会があるために、もしかしたらないのかもしれないという危惧もある。発信した情報がどのようになっていくのかということも含めて、きちんと情報教育をしていただきたい。
- ・ フィルタリングに関しては、これが青少年対応の全てというわけではないだろう。しかし、フィルタリングを進めるならば、ユーザーにどうやって使ってもらおうのかということを中心に考え、先ほど電子メールで既存のユーザーにもという話もあったが、これまで使っていないユーザーにもどうやって使うのかということを中心にフォローしていただくことが必要。また、カスタマイズができるということ売りしているが、カスタマイズはあくまでも例外だと思う。きちんとフィルタリングを行えば保護者が安心してわかりやすく、そしてユーザーの青少年が安全にわかりやすく利用できるようにしていくことが必要。

(相田座長代理)

- ・ 今までになかった新しいサービスを導入するとき、真実な企業の場合はどうするだろうというのを考えたが、事業者一度デモ機を持ってきてもらって、使って試してみ、うちの環境で、これは使えるかということを検討してから、本格導入するのが普通だろうと思うのに対して、今、個人の方がぼつと携帯電話の代理店に入って、1時間くらいいろいろ説明を聞いて、その場で使い方を全部聞いて、基本的にはそこでもう契約が済んで帰る。それで、帰って見たら使い方がわからないということで、事業者の方が、いろいろなサービス形態等々の創意工夫の道を掴まないでほしいと主張されるのはよくわかるが、やはり、全く新しいもの、かつ自分の環境でどれだけ使えるかどうかよくわからないものの、一種の売り方として、今のようなやり方が適切であるかというところへ立ち戻って、よく考えてみる必要があるのではないかとというのが、感想。

(堀部座長)

- ・ そういう仕組みは、なかなか個人の場合には難しいかもしれないが、そのくらいの心得で進めたほうがよろしいかと思う。御意見感謝。
- ・ これまで、構成員からいろいろ御発言をいただいたが、特に修文についてのご意見はなかった。先ほど配っていただいたように、前回、7月2日の親会のと時から変わった点も説明・配付いただいた。そのほか、若干、字句の修正等もある程度。これができる

だけ早く公表することも必要かと思うが、また事務局と相談して、公表については進めてまいりたい。

- この問題は、先ほど柴山副大臣からもあったように、非常に変化の激しいところである。今回、こうまとめているが、やがてこれでは対応できないというものも出てくるので、引続きこうした問題について、総務省でいろいろ検討する場を設けていただき、事業者側、消費者側の要望に応じていくというように進めていく必要があるかと思う。今日の三部については、このような形で、できるだけ早く公表することとしたい。
- なお、今回のイニシアティブではないが、昨年8月に親会でまとめた、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」については、本年6月14日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」の中で、ビッグデータやパーソナルデータとの絡みにおいて、既にスマートフォンの利用者情報の取扱いなど、先行的にルール策定が行われている分野については、取組の普及を推進する、ということで、特に言及されている。ここで行ってきたことが政府全体としても一定の評価を得ているということも踏まえ、今後もまた進めていければと考える。
- 今日予定していた、議事次第(1)の「スマートフォン安心安全強化戦略」は案を取り、こちらで公表させていただきたい。御議論感謝。

(3) 資料4に基づき、「平成24年度における電気通信サービスの苦情・相談の概要」について、松井電気通信利用者情報政策室長から説明が行われた。

(4) 資料5に基づき、「平成25年度 青少年のインターネット・リテラシー指標等」について、玉田消費者行政課長から説明が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

(堀部座長)

- 先ほど、木村構成員からも出たリテラシーの問題について、このように総務省が進められている。私もいろいろと関わっているが、こういう形で実際に広がってきていることは大変意義が大きいと思うので、引き続き進めていくと、いろいろな面で青少年にとっても有益ではないかと思う。

(野原構成員)

- 座長もおっしゃられるように、大変有意義な取組と思っているが、具体的なそれぞれの項目、特に最初のリテラシーを図る項目はどこかで公開されているのか。
- もう一点、注意したほうがいいと思うのは、分析されている結果はそのとおりではあるのだが、例えばPCを最もよく利用するユーザーとスマートフォンを最もよく利用するユーザーをクロス集計で比較しているが、PCのみを利用するユーザーはかなり少なく、タブレットPC、ノートPC、デスクトップPCを足しても1割少しぐらいであ

る。クロスをとるときに少数の人たちと多数の人たちとを比較すると、少数の人のほうが平均値として特徴的なデータが出てしまうこともあるので、PCをよく利用している人が賢いといった分析はどういう意味があるのかと疑問に感じる。そのクロスのN値が少ない場合は注意されたほうがいいのかと思う。

- ・ 家族で話し合われている、いないなど他にもいろいろなものを比較しているが、できれば、それは全体の何%に当たる人なのか、あるいはそのNの数値について書いてもらえると、さらに説得力が増すはずだ。

(事務局)

- ・ 質問項目・テスト項目についてはおっしゃるとおり、どこかで公開をしていくことも大事だと思うが、一方で、テストであるので、テスト問題を全部オープンにするのは非常に難しいことにご留意いただきたい。ILASは高校1年生を対象にして、すなわち中学生までの間にどこまで身につけたかが図られるものであるが、もっと低い世代についても同じようなテストが必要ではないかということ、あるいは保護者に対するテストも必要ではないかという指摘も、このワーキング・グループのプロセス等でもいただいていたことから、安心ネットづくり促進協議会でILASの検討部会を立ち上げていただき、今申し上げたような新しい点についても検討が始まっていると承知している。そういった中で、どこまで何を公開していくかなどについても、検討されることを期待している。
- ・ それから、注意点としていただいた、PCのみの場合が少ないのではないかというのは、ご指摘のとおりで、スマートフォンを一番よく利用する生徒が圧倒的に多いが、ただPCをよく利用するという数も、極めて少ないというところまではいっていなかった。他方で、PCのみという人になると数が小さくなってしまうため、これは逆に表示をしていない。スマートフォンのみというのは一定数意味のある母数があるため、ここで特出しをしたという事情があり、ご指摘の点はこれからも踏まえて対応してまいりたい。

(相田座長代理)

- ・ 大学などにいると、この青少年と少しずれることにはなるが、留学生で、それまでに受けてきたインターネット・リテラシー、あるいは文化的なバックグラウンド等の違う人が、日本に留学したところでトラブルを起こすことも少なくない。我が国からインプットしていくという記述もあったが、外国語版をつくることについてもぜひご検討いただければと思う。

(堀部座長)

- ・ OECDがやっているPISAという高校1年生向けの国際的なテストがあるが、その情報通信版としてILAS、Internet Literacy Assessment indicator for Studentsを世界的に広げていこうと日本が現在提案している。また、これを日本国内では全年代に広げていこうということで、今検討している。

(岡村構成員)

- データの見方を教えていただきたいのだが、5ページ目を見ると、スマートフォンだけが傑出して平均使用時間が長い。要するに2時間以上の方が非常に多い。隣の携帯電話と比べても非常に突出した点であると、先ほども説明があった。それを2ページ目の枠囲み内の分類で見ると、2cとなるだろう。時間の浪費に配慮して利用できるかどうか。しかるに、3ページ目の中分類のレーダーチャートのようなものを見ると、2cは77%で実は一番リテラシーが高いことになっている。
- そうすると、今ほとんどガラケーは新規販売せず、スマホしか売っていない状況に近い形の中で、スマホに青少年もシフトしていく。さっきのスマホ中心のアクセスというように、一種のスマホ中毒という言われ方もするほど接続時間が長い。しかし先ほどの2cの不適切利用リスクに関してのリテラシーが高いとなっているのは、実態と整合しないような気もするのだが、いかがか。

(事務局)

- 具体的な問をご紹介できておらず恐縮だが、例えば、若干推測が入るが、2ページの2cで、利用料金や時間の浪費に配慮して利用できるという部分は、テスト問題は多肢選択式であるので、利用料金が高額にならないようにするためにどれが正しいか、あるいは間違っているものはどれかという問、あるいは何時間も利用し過ぎてしまう場合について、どういう点に注意したらいいか、正しいものや間違っているものを選択させる問になるが、それはいわば知識として知っていることである。他方で、現実にはスマートフォンなりを使っている場合には2時間以上超えているという実態、そのあたりの知識と行動の乖離があるのかと推測しているところである。

(岡村構成員)

- 今後、この点がかなり大きな問題になっていく可能性があるので、ご留意いただけたらと思う。

(野原構成員)

- 今の点についてだが、スマートフォンや携帯電話は言うまでもなく常に持ち歩いているため、デスクトップPCと使用時間をそのまま比較することのほうが不自然である。スマートフォンや携帯電話は併用して見ていることが多いため、これを2時間以上だから時間の浪費をしてしまっていると、必ずしも直結して見過ぎないほうがいいと思う。
- もう一点は、3ページの右側の各尺度の比較についてだが、100%が全部同じということではないため、横には比較できないと考える。したがって、2cが高いとは必ずしも言えないと思う。

(事務局)

- これはそれぞれの項目について7問ずつであるので、そういう意味では尺度は同じである。

(野原構成員)

- そうではなく、非常に難しい問題が入っていれば、それは正解率が下がるということ

で、必ずしも同じように尺度同士を比較することはできない。

(事務局)

- ・ 御指摘のように、尺度が完全に同一であるというのは難しいと思う。ただ、昨年この問題をつくったときに、一度プレテストを行っており、全員が正解、または全員が誤答など、問題として意味をなさないものは見直しを行っている。

(野原構成員)

- ・ レーダーチャートを書く上で、でこぼこするのがアンバランスという意味では、プレテストをされることは当然必要だと思うが、本来、尺度ごとに3 aと2 cが同じ50%だから同じとは言えず、定性的な尺度だと思う。実際にニュースリリースの文面を見ると、そういう評価は一切書かれておらず、クロス集計で属性ごとの評価をされる時のみ、あるいは時系列の評価をされる時のみ、以前より上がったとか、この人たちとこの人たちを比べるとこっちが高いとコメントされており、これは正しいと思うが、尺度の横比較をそのまま平均点とするのは、幾らならしても、それは違うのではないかと思う。

(堀部座長)

- ・ 時間の関係もあるので、その論点については後ほど事務局と話し合っていたきたい。

(5) 資料6-1から資料6-3までに基づき、「人命救助等におけるGPS位置情報の取扱い」について、藤波消費者行政課企画官から説明が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

(藤原構成員)

- ・ 基本的には、この取扱いは大変有効な変更だと思う。しかし、そもそもユーザーサイドから、何か犯罪なり事故なりに巻き込まれたときにGPS情報を発信する能力がない端末しかないことが問題かと思う。端末自体のデザインに関して、我々はメーカーの自主的取組や通信事業者の独自の開発に委ねているわけだが、24時間ほぼ肌身離さず自分の近くに置いておく端末であり、基本的にその人の人命や、この夏だけでも被害に遭った人たちは常に被害に遭ったときに端末を携帯している場合が多いにもかかわらず、結局命を落としたり、いろいろな事故に巻き込まれたりというのがある。端末の設計自体が、そもそもGPSにしても、誰かが自分の情報をとる、とる方にだけ注力していて、自分がここにいることを発信する機能が装備されていないことは、とても皮肉なことだと思う。このあたりについても、もし機会があったら、先ほどの情報の第三者提供についてだが、GPS情報も関係するが、これに関しても既に海外の端末においては、リアルタイムでこの情報がどの業者に第三者提供されているかが表示されるような端末もあるので、ぜひ、端末開発に関するガイドラインとまではいかなくとも、情報のインプットをお願いしたい。

(柴山副大臣)

- ・ 熱心に御議論を賜り、感謝。内容が大変盛りだくさんであったが、改めて今日の議論を聞かせていただき、これから作業を進めていかなければならないことが、あまりにも山積みだということを痛感した。
- ・ まず、プライバシー等の問題については、御指摘があったように、消費者庁をはじめ、垣根を越えて、しっかりと国民生活センターの問題についても対応していかなければいけないことも明らかになったと思う。またリテラシーの問題についても、もちろん文部科学省とも連携をしなければいけないと思うが、それぞれの年代ごとの、また利用形態ごとのリテラシーということに、しっかりときめ細かに対応しなければいけないかと思う。そのリテラシーを向上させるとともに、そのリテラシーに応じた業者側の説明責任も、きめ細かに考えていかなければいけないこと、フィルタリング措置等も踏まえてであるが、そういうことも、今日改めて学ばせていただいた。また規制については、パブリックコメント等にもあったように、どこまでを共通化してどこまでを法律化するかということも、自主的な取組との関係で非常に、諸外国の例等も見ながら、しっかりと精査をしなければいけないと思う。これからの第三者機関のあり方、あるいは何をプライバシーのコア情報にし、そしてどこまで第三者利用を行うかをきちんと見据えていくのかについての議論等、まだまだ検討しなければいけないと思った。
- ・ 今日いただいた、さまざまな御意見や提言を踏まえ、しっかりとフォローアップをしていくことの必要性を痛感しているので、ぜひ、また構成員の皆様には引き続きいろいろとご意見をいただく場を頂戴したいと思うので、総務省としても、そういった場を是非作ってもらえるように、お願いしたいと思う。御検討感謝。

(以 上)